

至学館大学・至学館大学短期大学部
新型コロナウイルス感染症対策への取組について

【遠隔授業に関する取組について】

1. 遠隔授業のための環境整備

- ①全学生を対象に、オンライン授業のための機器購入や通信費に充てることを目的に臨時奨学金として学生一人あたり5万円の支給を決定、5月28日（木）に銀行振込。
- ②全学生を対象に前期の必修科目で必要となる教科書を無償にて郵送するとともに、学内販売を中止とし、Web上での購入方法に変更。
- ③遠隔授業を受講するにあたり、経済的事情等により、パソコンやタブレット端末等を用意することが困難な学生を対象にノートパソコンの貸与を開始。
- ④学内ネットワーク環境の整備として、光ファイバー増強工事、ネットワーク機器入替、Wi-Fiアクセスポイントの増設を実施。

2. 遠隔授業の実施に関する内規の制定

至学館大学・同短期大学部における遠隔授業の実施に関する内規を制定し、以下の

①～⑤の手法を用いて、授業を順次展開していく。

- ①郵送法（印刷部の郵送）
- ②記憶媒体法（USB、CD、DVD等の記憶媒体を利用）
- ③E-mail法（学内E-mailシステムを利用）
- ④HP法（本学のネットワーク（HP等）を利用）
- ⑤ネット法（学外のネットワークサービスを利用）

3. 遠隔授業対策チームの設置

各学科、及び経営管理局から代表メンバーを選出し、全学的にオンライン授業の推進を図る。また、「効果的遠隔授業の方法」をテーマに学内教職員（非常勤講師を含む）によるFD・SD合同研修会を実施。

（令和2年10月9日現在）